

$$\begin{aligned}
T &= d_1 \times 0.1 \div 2 \\
&+ (d_1 + d_2) \times 0.1 \div 2 \\
&+ (d_2 + d_3) \times 0.1 \div 2 \\
&\dots \\
&+ (d_9 + d_{10}) \times 0.1 \div 2
\end{aligned}$$

手順5 最後にジニ係数を求める。 $\underline{\text{ジニ係数}} = 1 - T \times 2$

以上のような方法はジニ係数計測のあくまで近似値である。厚労省の所得再分配調査報告を読む限り、ジニ係数の算出方法は詳しく載っていない。ただし、この計算の過程で算出される10分位ごとの構成比・累積構成比はジニ係数の直前に載っており、それをもとにジニ係数を計算すると算出されるジニ係数がほぼ完全に報告書のジニ係数と一致する。

表1 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）^{iv}

	当初所得	再分配所得		税による再分配所得 (当初所得－税金)		社会保障による再分配所得 (当初所得＋現物給付＋社会保障給付金－社会保険料)	
	ジニ係数 (A)	ジニ係数 (B)	改善度 $\left[\frac{A-B}{A} \right]$	ジニ係数 (C)	改善度 $\left[\frac{A-C}{A} \right]$	ジニ係数 (D)	改善度 $\left[\frac{A-D}{A} \right]$
			%		%		%
平成 2年	0.4334	0.3643	15.9	0.4207	2.9	0.3791	12.5
5年	0.4394	0.3645	17.0	0.4255	3.2	0.3812	13.2
8年	0.4412	0.3606	18.3	0.4338	1.7	0.3721	15.7
11年	0.4720	0.3814	19.2	0.4660	1.3	0.3912	17.1
14年	0.4983	0.3812	23.5	0.4941	0.8	0.3917	21.4

注:平成11年以前の現物給付は医療のみであり、平成14年については、医療、介護、保育を含む。

それではまず、世帯票に対して施した BI と表1^vと比較である。当初所得^{vi}のジニ係数が0.4938に対してBI後の収入のジニ係数は0.3501であるから、BIを導入したほうが再分配効果は高まる。これは、再分配所得^{vii}の0.3812よりも低い結果となる。もちろん、社会保障による再分配所得^{viii}の0.3917よりも再分配効果が高いことになる。ジニ係数の改善度もBIは29.7%であり、再分配所得の23.5%や社会保障による再分配所得の21.4%よりもBIが優る結果となっている。

下段には個別に求めた場合の数値を挙げた。数値は十分割と異なるが順位付けは変わらない結果となっている。当初所得のジニ係数が0.5138に対してBIを導入すれば0.3559となり改善度は30.7%に上る。これは、再分配所得のジニ係数が0.4021で改善度が21.7%であるから、BIを導入した方が最も良い結果となる。

次に個人別である。元々BIは個人ベースで考えられているので、個人票の方が議論しやすい。個人別だと十分割の当初所得のジニ係数は0.7255である。これはかなり不平等度が高い。後述されるがサンプル内に子供と老人が多数いるからであろう。要するに所得がない者、あるいは少ない者が多数有り、有業者のうちの所得・資産が高い者の効果が高く出ている。その証拠に、BIを給付するとジニ係数は急速に低下し0.3486となっている。改善度も52.0%である。これに対して再分配所得や社会保障による再分配所得は0.6397

(改善度 11.8%) と 0.6486 (改善度 10.6%) である。社会保障給付は世帯単位で行われているために、この議論は分が悪い。

BI は文字通り、所得の低い者にも高い者にも一様に年間にして 96 万円を支給するものである。言うなれば、無業の世帯構成員がいればいるほど世帯の BI 効果は高まることになる。このことが BI を否定する者たちのひとつの論拠となる。すなわち、BI は人々の就労インセンティブを抑制するというものである。

表2 BI 導入後の世帯のジニ係数

	当初所得	BI後の収入			参考1		参考2	
	ジニ係数 (A)	ジニ係数 (B)	改善度 (A-B)/A	再分配所得 (C)	改善度 (A-C)/A	社会保障による再分配所得 (D)	改善度 (A-D)/A	
世帯別								
厚労省に準拠(十分割)	0.4983	0.3501	29.7%	0.3812	23.5%	0.3917	21.4%	
個別に求めた場合(参考)	0.5138	0.3559	30.7%	0.4021	21.7%	0.4152	19.2%	
個人別								
厚労省に準拠(十分割)	0.7255	0.3486	52.0%	0.6397	11.8%	0.6486	10.6%	
個別に求めた場合(参考)	0.7417	0.3413	54.0%	0.6529	12.0%	0.6630	10.6%	

出所 「所得再分配調査」の再集計に基づく筆者作成

もちろん、98 万円という金額も微妙である。田舎に住んで田畑もあり、月々 8 万円の現金収入が入ってくると考えたなら、それは良い暮らしができるかもしれない。一方で東京等の都市部に住むとしたら、家賃だけで 8 万円は消えてしまうかも知れない。

表 3 に BI の水準を変えたジニ係数をあげた。どの段階に至っても当初所得ジニ係数は上回っている。しかし、1/2 の水準で表 2 の再分配所得や社会保障による再分配を下回る。分配面を考えたなら、月額 4 万円以上を BI として支給しないと意味がないことになる。

表3 BI の水準を変える

	BIの水準					
	1	4/5	3/4	2/3	1/2	1/3
世帯別						
厚労省に準拠(十分割)	0.3501	0.3634	0.3674	0.3748	0.3931	0.4181
個別に求めた場合	0.3559	0.3695	0.3737	0.3813	0.4003	0.4260
個人別						
厚労省に準拠(十分割)	0.3486	0.3851	0.3955	0.4141	0.4570	0.5099
個別に求めた場合	0.3413	0.3770	0.3872	0.4054	0.4474	0.4991

出所 「所得再分配調査」の再集計に基づく筆者作成

次に考えたいのはその対象である。今までは子供 (18 歳以下)、若人、老人 (65 歳以上) に対して一様に給付を行ってきた。仮に年齢で BI を支給する・しない、あるいは減額するといったことをやってみたらどうなるかを見たものが表 4 である。なお、この議論ができるのは個人票の存在があるからである。

表 4 の上段に、1・0・0 とあるのが BI を子供；100%支給、若人；0、老人；0 行うという意味で、1/2・1・1 とあるのは子供；1/2 支給、若人；100%支給、老人；100%支給を行うという意味である。これをみると当然 1・1・1 が最もジニ係数が良いのだが、その次が 1・1・2/3 のパターンであるが、大きくジニ係数が悪化する。やはり、一律に給付するのがよいのだろう。ちなみに、対象人数は子供 (18 歳以下) が 4,052 人、若人が 12,865

人、老人（65歳以上）が4,577人である。

表4 年齢別 BI 適用

子供	1	0	1	0	1/2	1	2/3	1	1
若人	0	0	1	1	1	1	1	1	1
老人	0	1	0	1	1	1/2	1	2/3	1
厚労省に準拠(十分割)	0.5375	0.5998	0.4117	0.4623	0.4027	0.3704	0.3841	0.3607	0.3413
個別に求めた場合	0.5257	0.5877	0.4029	0.4537	0.3948	0.3623	0.3764	0.3529	0.3486

出所 「所得再分配調査」の再集計に基づく筆者作成

表5 所得水準によって BI を変える

	1000超0	750超1/3	500超1/2	1000超0	750超1/2	1000超0
世帯別						
厚労省に準拠(十分割)			0.2848		0.2982	0.3128
個別に求めた場合			0.2902		0.3034	0.3178
個人別						
厚労省に準拠(十分割)			0.3228		0.3303	0.3353
個別に求めた場合			0.3294		0.3368	0.3419

出所 「所得再分配調査」の再集計に基づく筆者作成

最後に所得水準によって BI の水準を変える（所得が高ければ減額ないしは 0 にする）ことを行ってみた。当初所得が 1) 1000 万円を超えたら 0、750 万円超え 1000 万円未満なら 1/3、500 万円超えたら 1/2、2) 1000 万円を超えたら 0、750 万円超え 1000 万円未満なら 1/2、3) 1000 万円を超えたら 0 の 3 パターンを実行した。当然、きめの細かい配慮を行っている 1) のパターンがもっとも平等な結果になる。このことは、BI を単に一律に支給したら良いということに対する疑問を投げかける。

4 おわりに

おわりに成瀬龍夫氏（滋賀大学長）の BI への疑問を考えよう。成瀬氏は、“今後、社会保障制度を整備しようとする国や新たな領域で公的所得保障を導入しようとする国、長期的に社会保障制度を改革しようとしている国では、部分的な BI の導入が検討される可能性はある”としながらも、次のような疑問を投げ掛けている。

- ①一律の所得保障で国民の生活リスクをカバーできるか？
- ②働かない道を選択する人が社会の中で相当数を占めれば、BI の原資は十分に確保されるか？給付面では切り離されるかに見えても、給付の財源面では所得の源泉である労働との関係を断ち切ることはできないのではないか？
- ③医療や介護などのケア・サービスはどうするのか？全国民に対して無料サービスを行うシステムを構想するのか？
- ④BI の社会効果の根拠・必然性は十分か？逆に、無秩序で責任が曖昧で、望ましくない社会的結果を羅列することも可能ではないか？
- ⑤有力な社会的支持層がさしあたり存在しない。

①と③は経済学者にも容易に理解が出来る批判点である。BI はベーシック・ニーズを満たすものであり、それを超えた部分は自助努力とする立場に立てば、この疑問は払拭されるのではないか。考えてみれば医療費の高額療養費も 7 万円を少し超える程度であることを

考えれば、医療ニーズのあるものは医療に使い、それ以外の目的があればその目的に応じて8万円を使うと言う考え方も合っている。

②は、経済学者がもっとも挙げるであろう BI 批判である。たしかに、働かない者が増えれば BI の原資が立ちゆかなくなるだろう。しかし、月々8万円では人は働かなくなるだろうか。上述のように、都市では暮らせる金額ではない。もちろん、一家4人が全員無業で月々 $4 \times 8 = 32$ 万円もらおうとすれば働かないこともある。ただ、働かないこともなかなかつらいものがある。

④もある意味で②と同列である。働く・働かないという意思決定は、経済原理だけでも倫理だけでも説明がつくものではない。ましてや社会全体と関わりは、ことが起こってみたいとわからない。実は成瀬氏の批判でもっとも強力なのは⑤である。現状の税控除や社会保障の現金給付に不満はあっても、それがすべてなくなるということになれば反対に回る者がでてくる。しかし、筆者の試算では約83%の者が BI を導入した方が当初所得よりも所得が上がることになる。そして、とくに低所得者層にその効果が高い。もちろん、所得の低い者はそれならばいっそのこと働かずにいようかと考えるかも知れないが。

今回、小沢(2002)にならって BI を検討することにしたが、BI の実効可能性については小沢(2002)に依存してしまっている。この実効可能性については議論もあるので、今後の課題としたい。いずれにしても、BI の具体的な議論は始まったばかりであるので、何らかの貢献ができたのではないかと考える。

参考文献

- 小沢修司 (2002) 『福祉社会と社会保障改革—ベーシック・インカム構想の新地平』(高管出版)
- 成瀬龍夫 (2003) 「ベーシック・インカム構想とその可能性」『賃金と社会保障』2003年3月上旬号
- トニー・フィッツパトリック／著 武川正吾・菊地英明／訳 (2005)、「自由と保障 ベーシック・インカム論争」

ⁱ BI の計算にあたっては、慶應義塾大学大学院理工学研究科の青山一基氏と杉田知格氏のお世話になった。もちろん、本稿にある誤りのすべては筆者自身の責任である。

ⁱⁱ 「自由と保障 ベーシック・インカム論争」、トニー・フィッツパトリック／著 武川正吾／訳 菊地英明／訳に詳しい。

ⁱⁱⁱ 小沢 (2002) pp.168-176 参照。

^{iv} ジニ係数を見てみると、今回調査では当初所得のジニ係数0.4983に対して、再分配所得のジニ係数は0.3812となり、所得再分配によって所得の均等化が進んでいる。所得再分配によるジニ係数の改善度は、23.5%で過去最高になっている。

^v 今回の平均当初所得額(年額)は、510.8万円(前回比:12.4%減)、平均再分配所得は575.2万円(前回比:6.2%減)であった。社会保障制度や税による所得再分配によって、100万円未満及び900万円以上の所得階級の世帯数が減少し、100万円以上900万円未満の世帯数が増加した。つまり、所得再分配後の世帯分布は当初の分布より中央に集中しており、所得再分配により所得格差が縮小していることが分かる。

^{vi} 雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付(仕送り、企業年金、生命保険金等の合計額)の合計額をいう。

^{vii} 当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付(現金、現物)を加えたものである。

^{viii} 当初所得に現物給付と社会保障給付金を加え社会保険料を控除したものである。

再分配所得からみた所得水準の比較

<分担研究者>

東洋英和女学院大学国際社会学部教授 有田富美子

<主任研究者>

国立社会保障・人口問題研究所 金子 能宏
社会保障応用分析研究部部長

再分配所得からみた所得水準の比較

有田富美子（東洋英和女学院大学）
金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所）

1. はじめに

従来の研究では、世帯単位でフローで所得を検討することが多かったが、本論文では、世帯収入を、個人に割り振って、個人単位で議論を進めたい。また、所得の集計を、家計調査等で算出される可処分所得ではなく、年金・医療費・介護費などの受給金を含めた値で分析を進めることにより、低所得者層や高齢者層の実態を明らかにしたい。

2. データの定義

使用したデータは、2002 年（平成 14 年）厚生労働省で実施された所得再分配調査であり、各種の所得は、以下のように定義する¹⁾。

- 世帯所得額＝所得情報＋受給金品
 - 所得情報＝雇用者所得＋事業所所得＋農耕・畜産所得＋家内労働所得＋家賃・地代の所得＋利子・配当金＋仕送り＋個人年金
 - 受給金品＝被用者年金(厚生年金・共済)＋国民年金・農業者年金＋基礎年金＋福祉年金＋恩給＋生活保護法による扶助＋医療保険による傷病・出産手当・分娩費＋雇用保険・労災等による給付金＋その他法令による給付金＋企業年金＋退職一時金＋生命保険金＋損害保険金＋雑収入
 - 世帯負担額＝税金＋社会保険料＋その他の拠出金
 - 税金＝所得税＋住民税＋固定資産税＋自動車税・軽自動車税
 - 社会保険料＝短期被用者保険（健保など）＋短期国民健康保険＋長期被用者保険（厚生年金など）＋国民年金＋農業者年金＋介護保険＋その他（雇用者保険など）
 - その他拠出金＝個人年金の掛け金＋仕送り＋企業に支払う企業年金の掛け金＋企業に支払う生命保険の掛け金＋企業に支払う損害保険の掛け金
 - 可処分所得＝世帯所得額－世帯負担額
 - 受給金品を除く可処分所得＝可処分所得－受給金品＝所得情報－世帯負担額
 - 当初所得額＝世帯所得額－受給金品
- また、世帯規模の効果を考慮して、各世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で叙したものを各世帯員の実質的な所得水準とみなし、「等価可処分所得」とする²⁾。
- 等価可処分所得＝可処分所得÷ $\sqrt{\text{世帯員数}}$

3. 概要

2 節のデータの定義に従って、世帯主の年齢階層別の世帯単位の可処分所得を見たのが図 1 である。60 歳定年以降、年金を主にした受給金品が、可処分所得のうちで占める割合が多くなり、高齢になれば、その割合が増える。60-64 歳では、年金受給に伴って受給金品が増えるが、就業中の人は、拠出金も多く、かなりの額が相殺されている。

次に、等価可処分所得により、各世代の個人別所得を見ると図 2 のようになる。前回の調査（1999 年）の結果と比較すると、1999 年では 50-54 歳と 55-59 歳が、400 万円弱の所得を得ていたが、2002 年では、50-54 歳は、同程度の所得を保ったものの、55-59 歳の所得の落ち込みが見られる。就業環境

がいつそう厳しく、所得の多い階層が、定年を待たずに退職を余儀なくされ再就職が厳しいと予想される。このことは、同一世帯に暮らしていると考えられる20代にも同じ現象が現れている。1999年には20・24歳と25・29歳がほぼ同一の350万円程度の所得を得ているが、2002年には、20・24歳が同程度の所得を保ったものの、25・29歳の落ち込みがある。また、35・39歳では、一端300万円程度に所得が落ち込むが、この状況は、2002年も同じである。高齢者の階層では、65歳以降、就業をやめるため、所得が落ちるが、75歳以降は、医療費・介護費などの受給のため、むしろ所得は増加傾向になることは、1999年と2002年で変わらないし、所得の額の同程度である。

この推移を、同一コーホートに着目したのが図3である。27歳までの階層は、親の収入増加に伴って所得が伸びている。28・32歳の階層は、結婚して独立したことと、親の所得が減ったことから、50万円近く所得が落ちている。親に頼れなくなったので結婚するのか、親が自立できなくなり、結婚ができないまま所得が減ったのか、原因はいろいろ考えられるとともに、因果関係もありそうだ。33歳から57歳までの階層は、所得が少しずつ伸びている。この世代は、リストラの影響は受けていないようだ。一番大きな変化は、58・68歳の階層である。3年間で平均50万円近く所得が減少した。年金を受け取り始めている世代ではあるが、十分ではなく、かといって、早期退職後を迫られ、再就職をしたもののいい条件には恵まれないのであろう。老後を楽しむために体が自由になるこの時期、所得から見て厳しい状況となっている。とても悠々自適とは行かないようだ。

4. おわりに

所得再分配により、所得格差の問題点が浮かび上がってきた。これらの問題点の原因を究明するために、今後、他の統計データと突合せを行い、原因を究明していく必要がある。

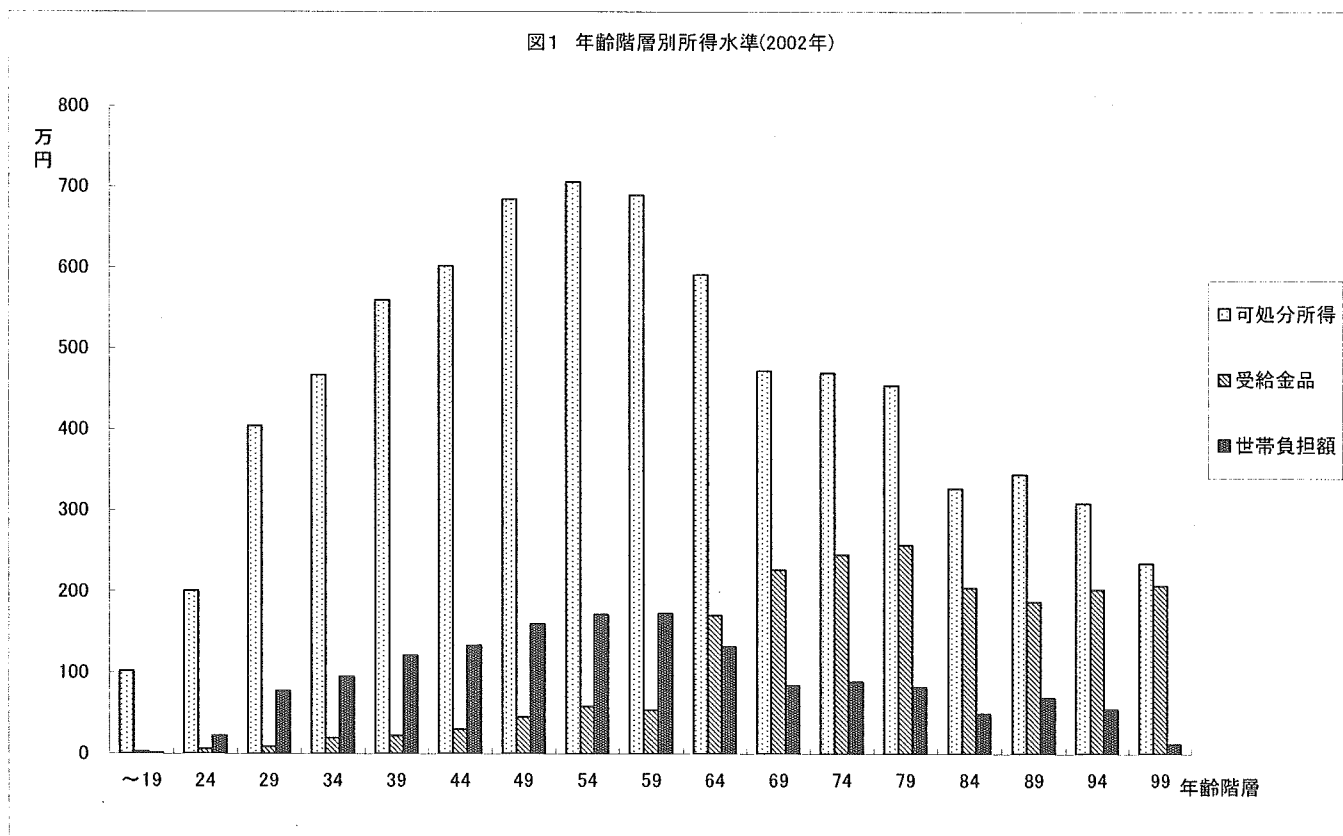


図2 等価可処分所得の推移(2002年)

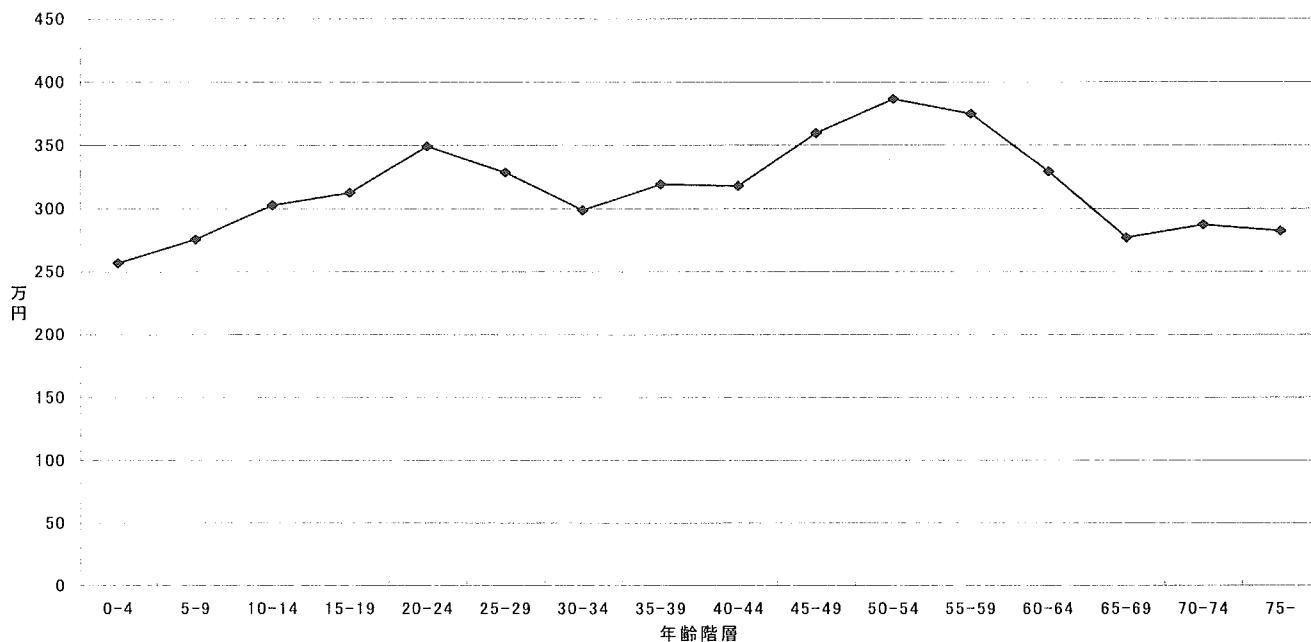
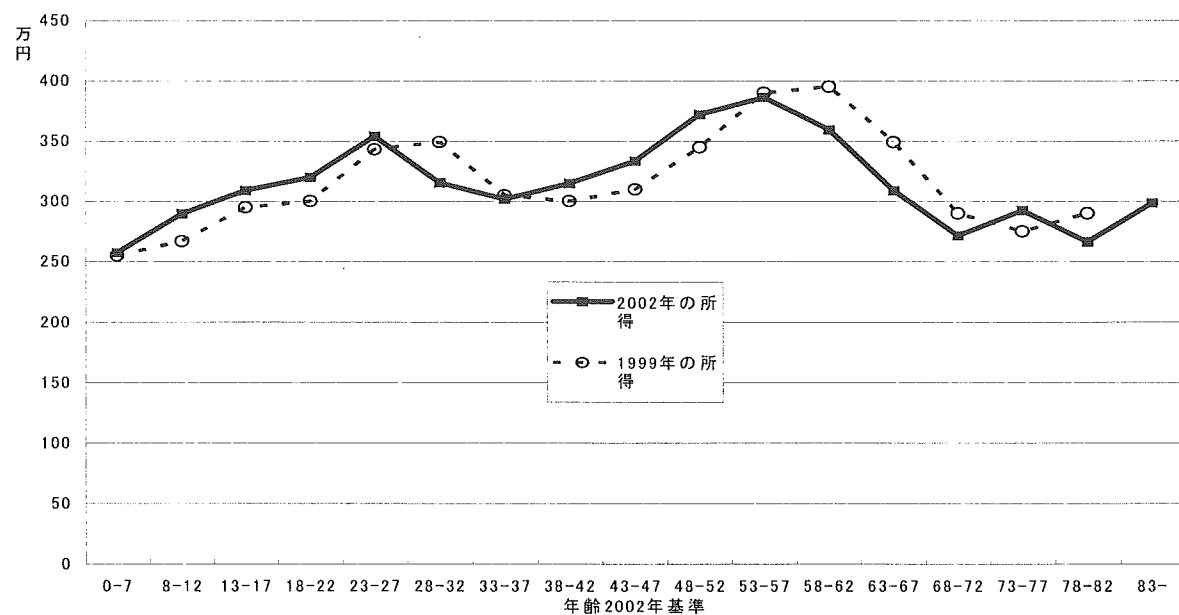


図3 等価可処分所得の推移 同一コホート比較



1) 本稿で使用する「可処分所得」は、所得分配調査の調査票を用いて以下のように定義により、再集計したものであり、所得再分配調査における「可処分所得」や「再分配所得」とは定義が異なる。

2) 言葉の定義は、平成14年度厚生労働白書 p90 と同じ。

所得再分配と貧困・結婚

<分担研究者>

神奈川大学経済学部助教授 小川 浩

所得再分配と貧困・結婚

小川 浩（神奈川大学経済学部）

1. はじめに

1980 年代から低下していた被保護世帯割合は 1990 年代半ばに上昇に転じている。地域ごとに上昇の度合いは異なるものの、図 1 に示すようにこの変化は全国的なものである。被保護世帯割合の上昇は一般に

1. 貧困者が増えている
2. 何らかの理由により生活保護世帯の捕捉割合が上昇した

の 2 つで説明できる。1990 年代後半以降という時期からは、バブル崩壊後の長引く不況で生活保護の適用を受ける必要がある貧困者が増加してきた可能性が高いと考えられるが、2 の捕捉割合上昇の可能性も否定はできない。本稿では、所得再分配調査の個票再集計によりまず捕捉割合の時系列的变化を推計したのち、税や社会保障による所得再分配によって世帯の状態がどのように変化しているかを計測する。

さらに「乗り換えモデル」(小川 2003) を元に、我が国の所得再分配によって初婚行動にどのような影響がでているかを確認し、所得再分配政策に少子化対策の観点が必要であることを示す。

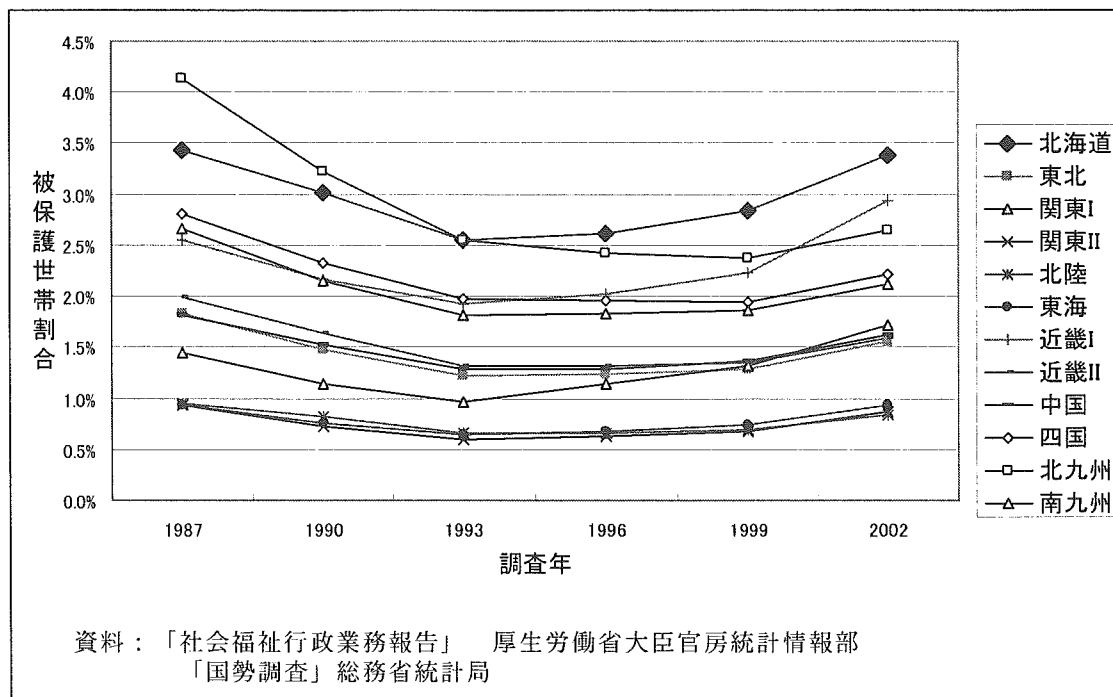


図 1 地域別被保護世帯割合の推移¹

¹ 世帯類型ごとにデータを得るため、「社会福祉行政業務報告」の「現に保護を受けた生活保護被保護実世帯数」を被保護世帯数として用いている。また、国勢調査は 5 年おきであ

2. 生活保護世帯捕捉割合の推計

貧困世帯のうちどの程度の世帯が被保護世帯になっているかを示す指標が捕捉割合 (Take-up Rate) とよぶ。この割合の推定には被保護世帯にはなっていないが貧困である世帯がどの程度存在するかを推定する必要があるが、ここでは、(小川 2000) の方法を踏襲し、世帯員の年齢や人数から計算する生活保護基準額を貧困線所得²として用いる。

ここで問題となる点は、所得再分配調査でのサンプリングが必ずしも日本全体の世帯分布と一致していないことである。2002 年の所得再分配調査での世帯構造³ごとのシェアを分子に、2000 年の国勢調査での世帯構造ごとのシェアを分母として計算した比を図示したものが図 2 であるが、高齢単身女性や母子世帯、高齢夫婦のシェアが国勢調査と比較して高く、その他の世帯が低いことがわかる。このまま計算すると、おそらく貧困線所得以下世帯が過剰に推定されることになるため、全世帯での捕捉割合計算時には世帯構造ごとのシェアが国勢調査でのシェアと一致するように補正を行った。

るため所得再分配調査の調査時に必ずしも国勢調査世帯数が得られるわけではない。本稿では、1987, 1990, 1993, 1996, 1999, 2002 年のデータとして、それぞれ 1985, 1990, 1995, 1995, 2000, 2000 年の国勢調査データで代替している。

² 実際に生活保護適用を受けるには資産や扶養などの条件があるため、単純にフローの所得が生活保護基準を下回れば適用されるわけではないため、このような方法で計算した捕捉割合の絶対値の評価は難しい。しかしながら、ここでの議論では絶対的な捕捉割合ではなく時間的な変化が分かれば十分である。

³ 国勢調査と所得再分配調査では世帯の区分が異なるため、個票を利用できた所得再分配調査の方を国勢調査の区分に合致するよう再分類を行った。

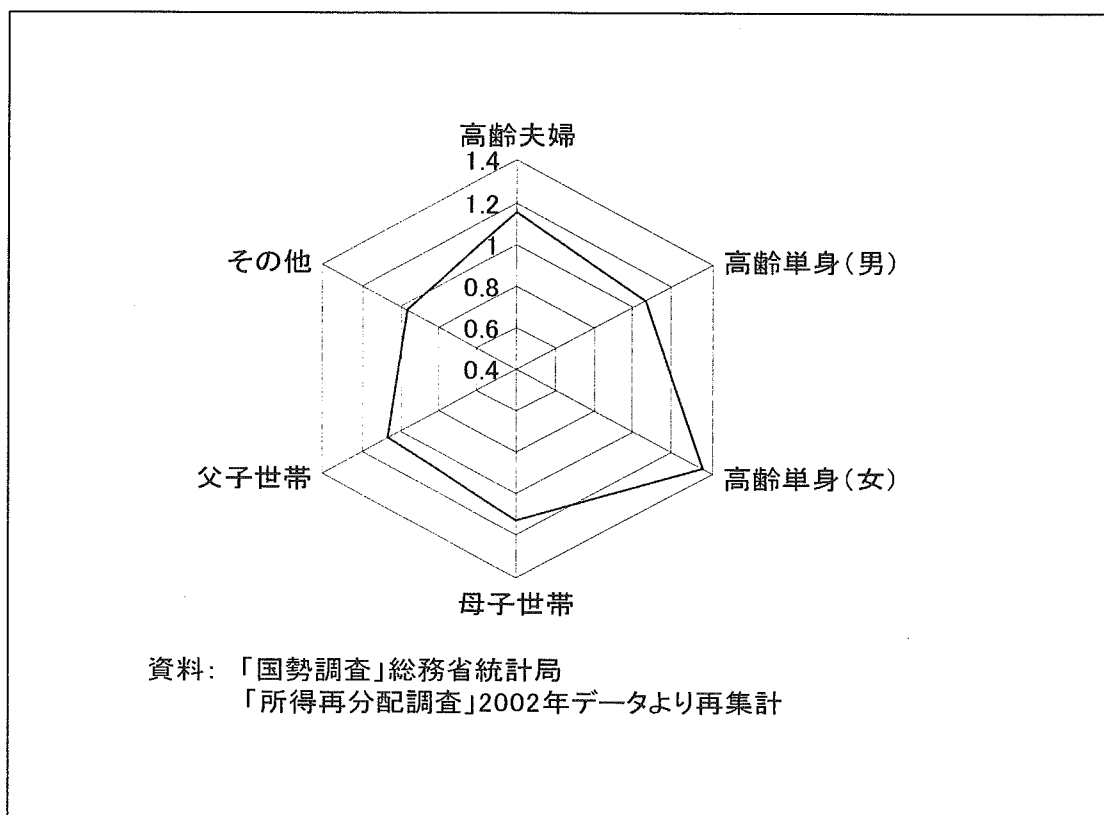


図 2 所得再分配調査と国勢調査の世帯構造ごとシェアの比

1987年から2002年の貧困世帯（生活保護基準未満の収入しかない世帯）が全世帯にしめる割合と、被保護世帯が貧困世帯にしめる割合（捕捉割合）を図示したものが図3である。捕捉割合は1990年代後半に単調に上昇しているわけではなく、10%～12%程度の範囲で推移していることと、貧困世帯割合は1990年代後半に上昇していることから、図1で観察されたような被保護世帯割合の上昇は、おそらくバブル崩壊後に実際に貧困世帯割合が上昇したことによって生じたと考えられるだろう。

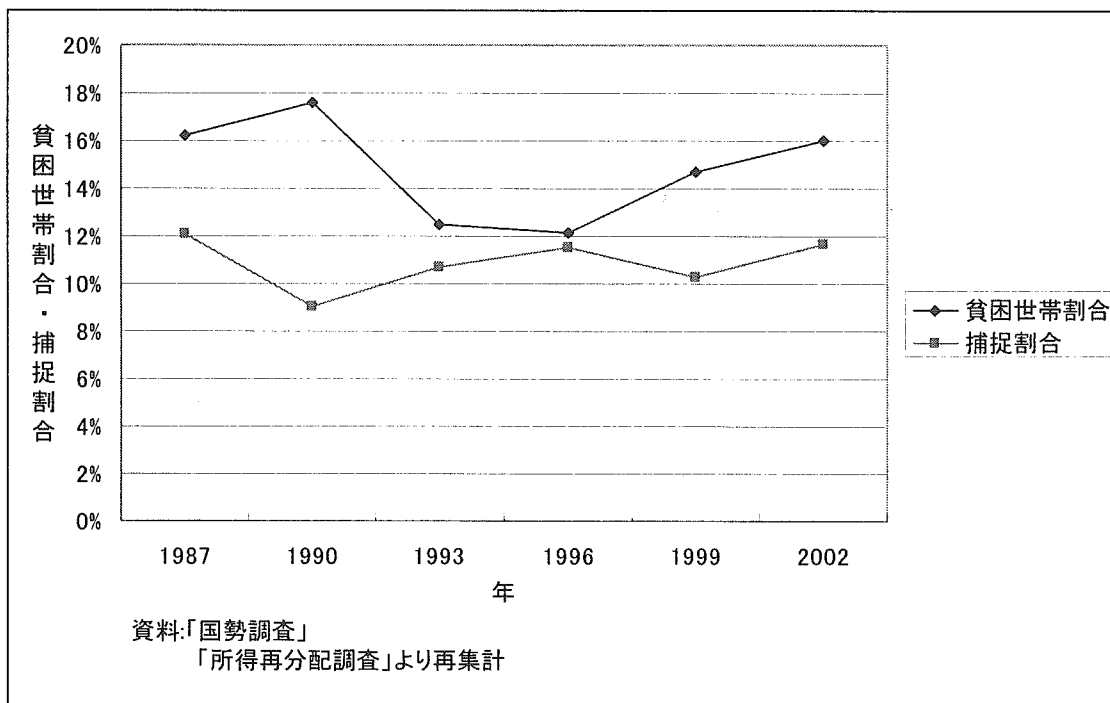


図 3 貧困世帯割合と捕捉割合

3. 所得再分配による世帯状態変化

ここでは世帯主の年齢階級別に所得再分配によりどの程度世帯の状況が変化したかを時系列的に確認する。図 4 は当初所得（勤労収入＋非勤労収入－所得控除（生活保護基準による））を世帯主の年齢階級別にプロットしたものである。図 4 を見ると、再分配後の貧困世帯割合が最低であった 1996 年と 2002 年ではあまり大きな差がなく、むしろ 1987 年が全体に低めとなっていることがわかる。図 5 の再分配後所得（当初所得＋社会保障給付－（所得税＋住民税＋社会保険料））で見ても、3 時点間での相対的な位置関係にはあまり変化が認められない。このことは、1990 年代後半に観察された貧困世帯割合の上昇は平均所得が低下したことによって生じたのではなく、むしろ所得格差の拡大によって生じていた可能性を示唆している。

もし、所得格差が拡大して貧困世帯の貧困の度合いが深化しているとすれば、貧困ギャップ比率 Q (Sen 1976) に変化が見られると予想できる。図 6 および図 7 はそれぞれ当初所得、再分配後所得を用いて年齢階級別に計算した Q を示している。予想通り、2002 年での貧困ギャップ比率 Q は当初所得、再分配後所得のいずれで計算しても拡大しており、1990 年代後半には所得格差が拡大してきていることがわかる。特に再分配後に現役世代での Q が時間的に大きくなってきていることは、我が国における現行の所得再分配は景気後退・所得格差拡大期には高齢者の生活安定には大きく貢献しているが現役世代の所得格差についてはむしろ拡大する効果を持っている可能性が高いことを意味する。このことは、年齢階級別の貧困世帯割合 H を時点間で比較している図 8 および図 9 から読み取れる。再分配後所得で計算した図 9 では、2002 年で現役世代の貧困世帯割合 H が上昇しているのに対し、高齢者が世帯主であるような世帯での貧困世帯割合が減少している。このデータからも、我が国の所得再分配は景気後退期には現役世代に厳しいと言える。

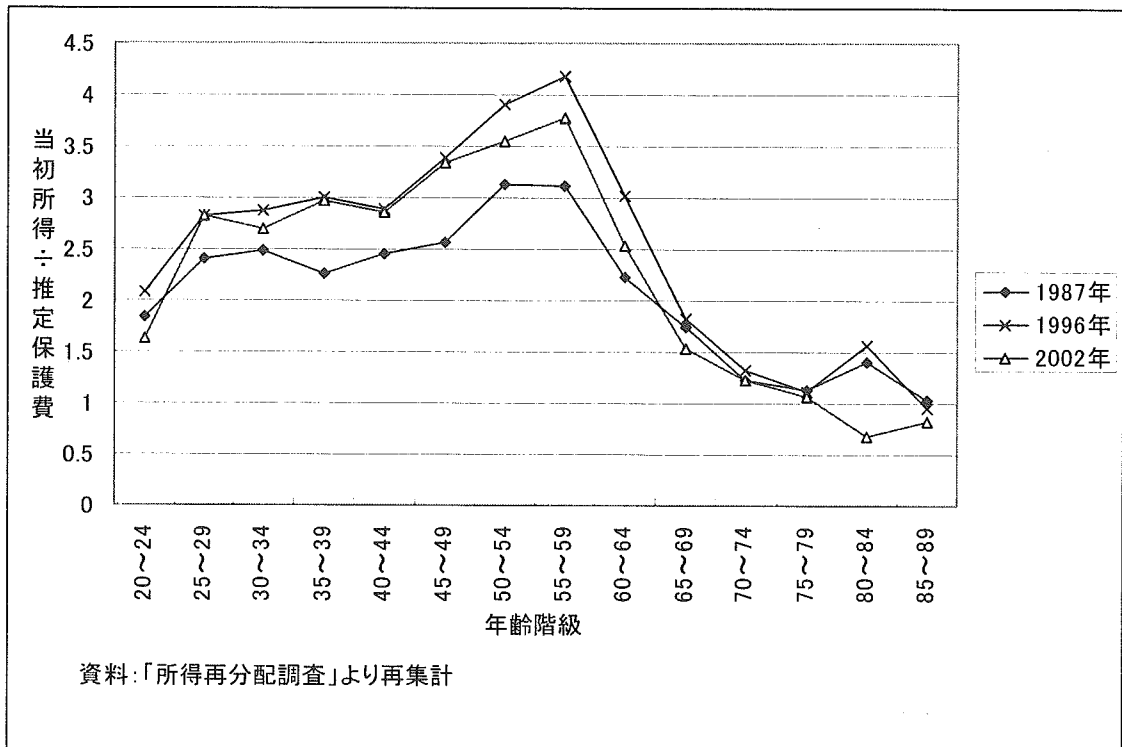


図 4 当初所得と推定保護費の比

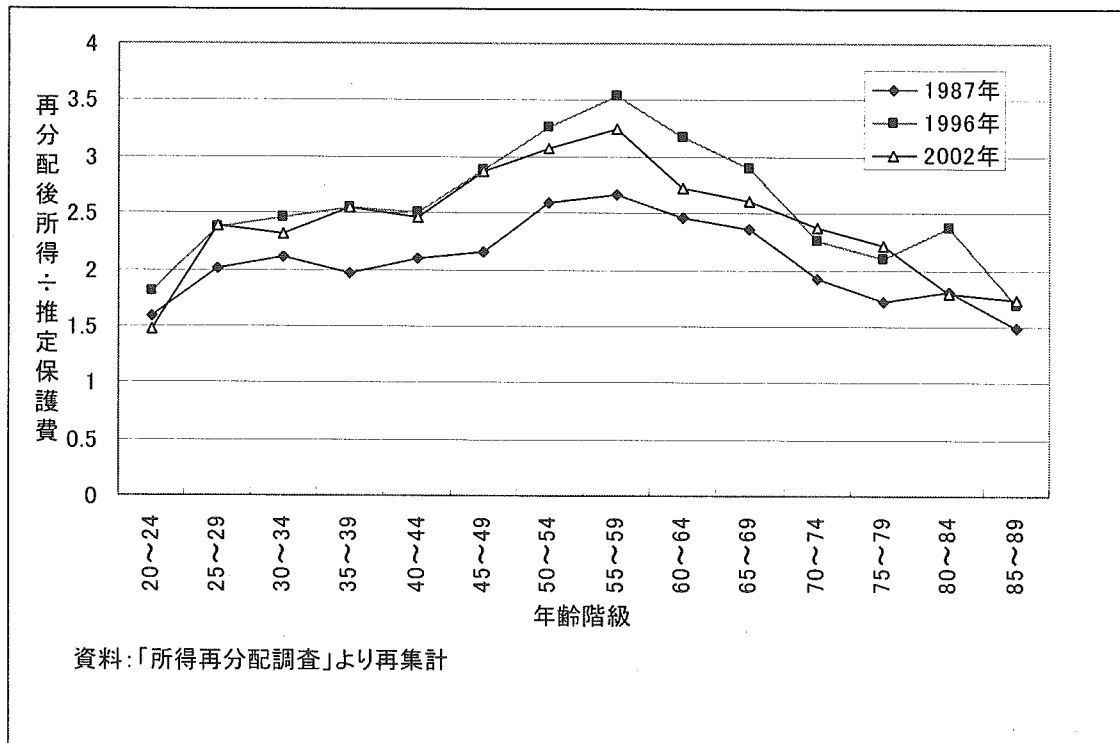


図 5 再分配後所得と推定保護費の比

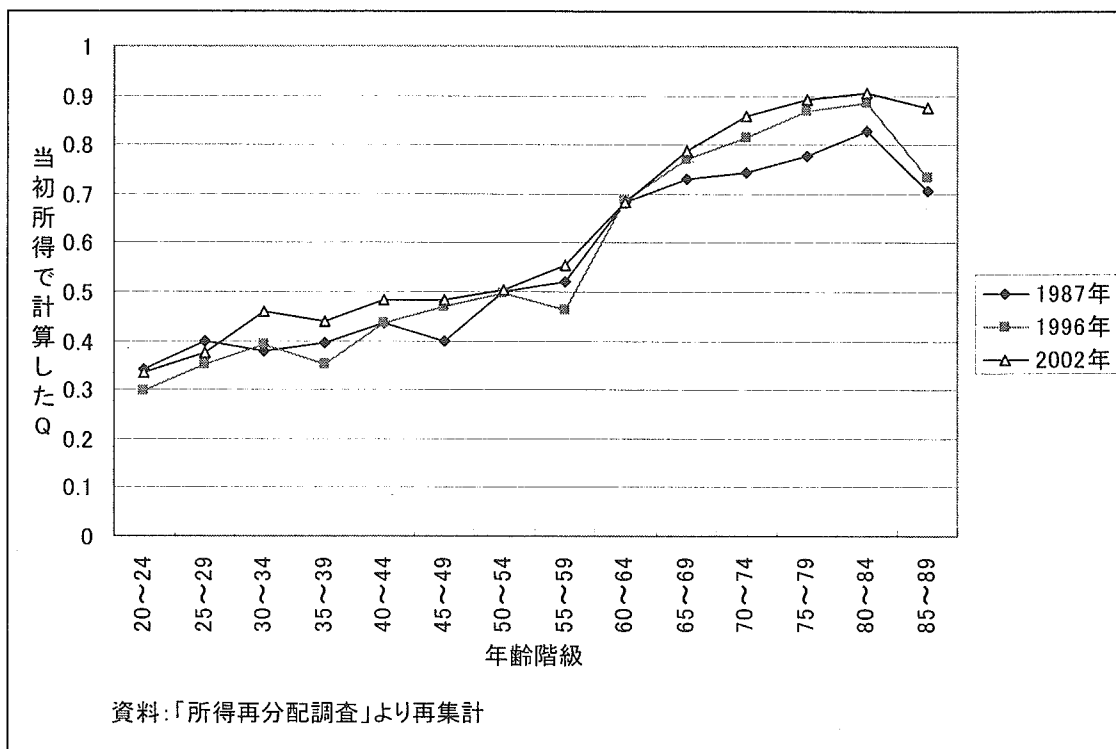


図 6 当初所得で計算した貧困ギャップ比率Q

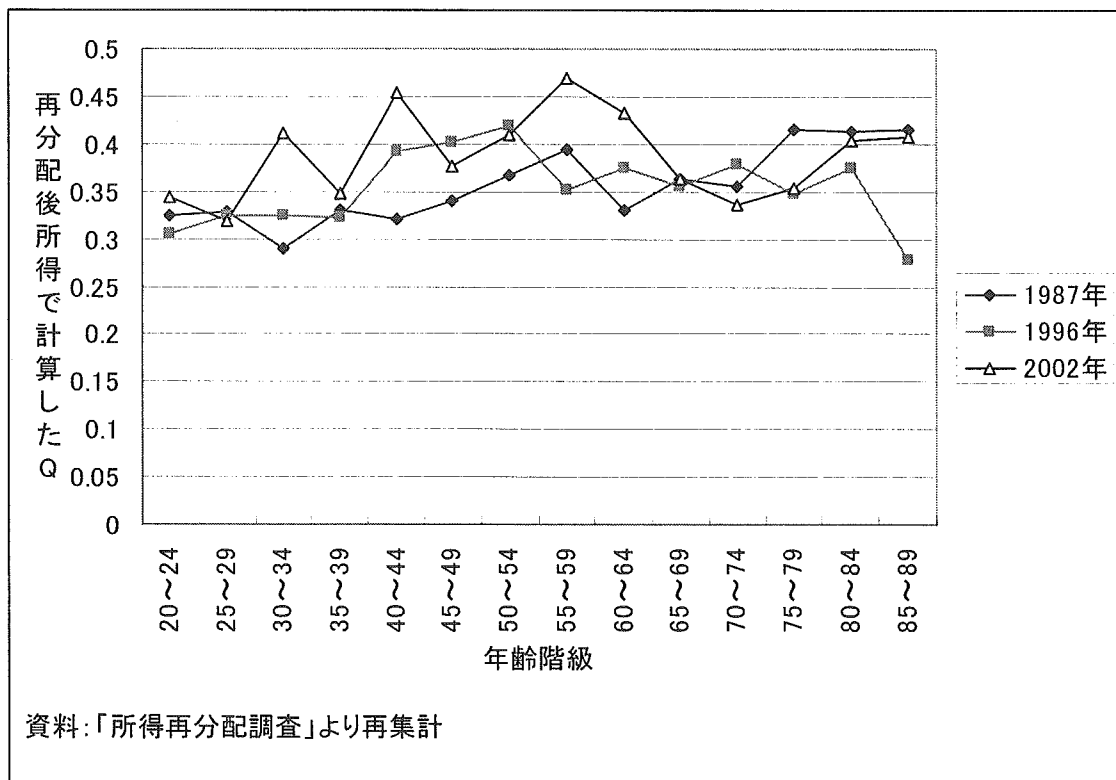


図 7 再分配後所得で計算した貧困ギャップ比率Q

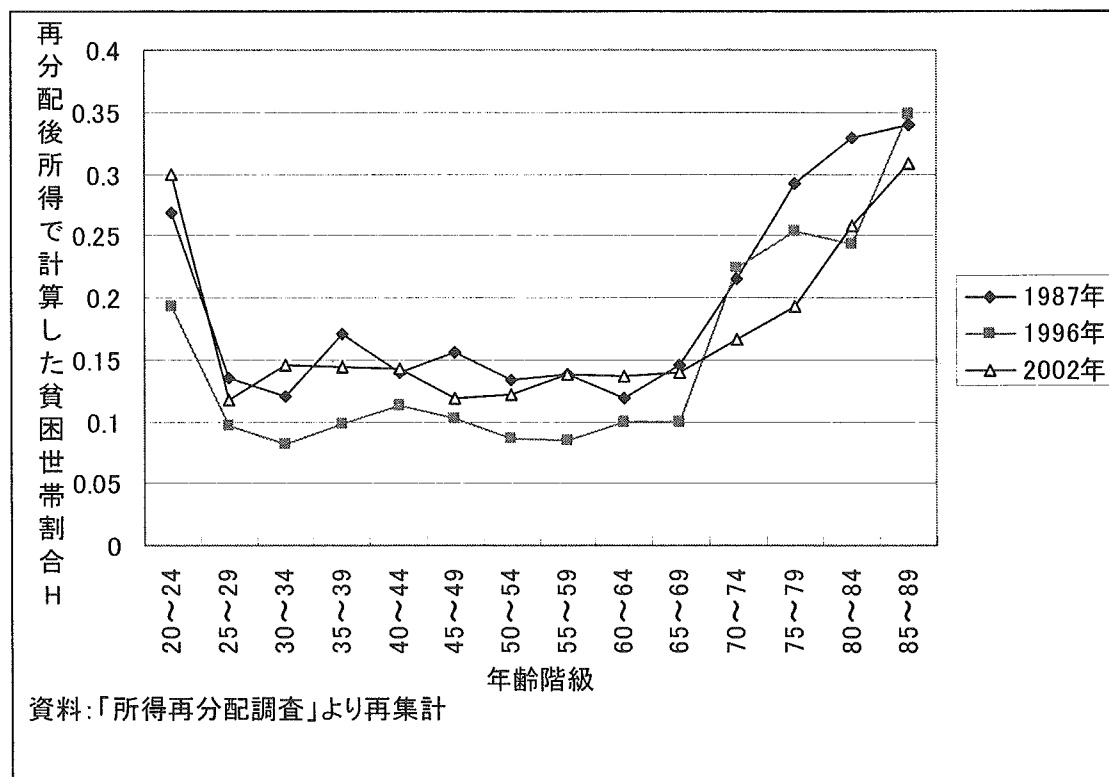
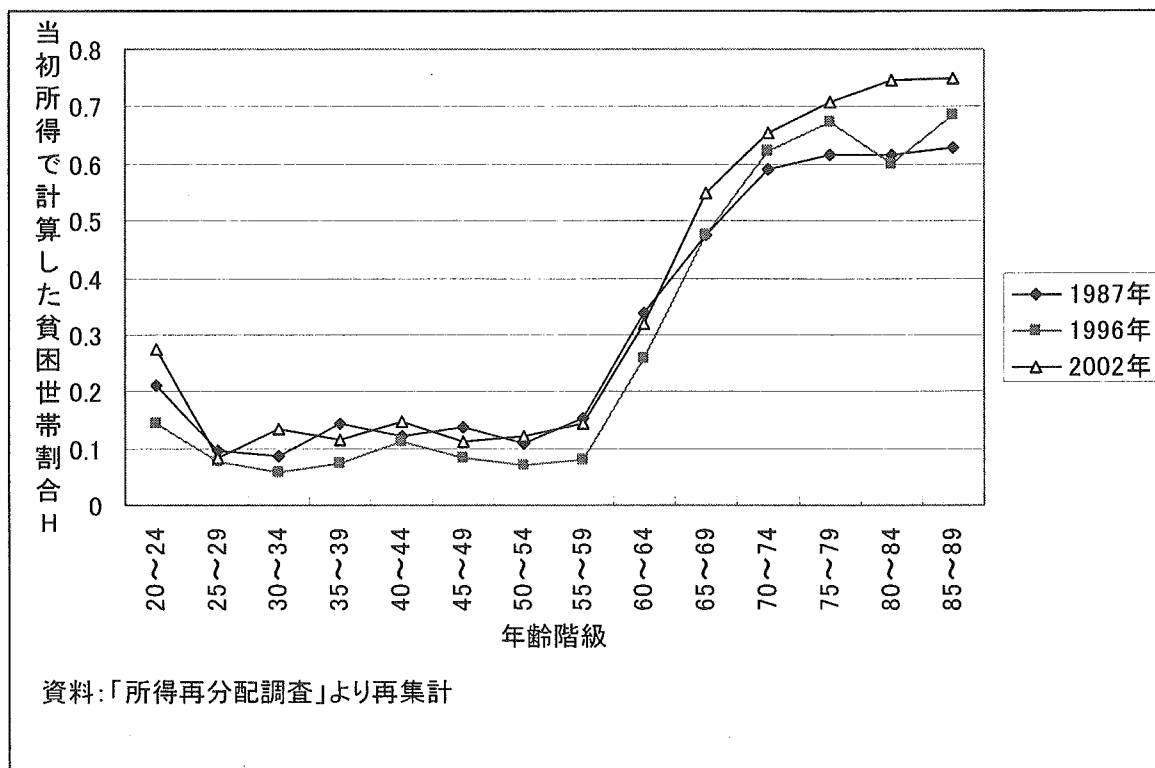


図 9 再分配後所得で計算した貧困世帯割合 H

4. 初婚行動と所得再分配

今回再集計の対象とした 1987~2002 年は、初婚年齢の上昇と非婚割合の上昇が同時に進

行していた時期でもある。このような現象を（小川 2003）では「少結婚化」と呼び、我が国における初婚のモデルとして「乗り換えモデル」を提案している。上述のように我が国の所得再分配メカニズムは不況時には現役世代に不利に働くと考えられるため、所得再分配によって少結婚化が加速されている可能性がある。

このため、本稿では結婚直後の状態を代表する夫婦のみ世帯と結婚前の娘の状態を代表する親と同居している未婚の娘がいる世帯の世帯所得とそれぞれの世帯について推計した生活保護基準から導いた貧困線所得との比を当初所得と再分配後所得について計算した。それぞれ図 10、図 11 に示す⁴。当初所得では、1987 年での夫婦のみ世帯の値は 20 代後半で娘の同居している世帯の値を超える。2002 年には娘の同居している世帯の水準が全体に上がっているため若干このタイミングは遅くなるものの、30 歳程度で夫婦のみ世帯の値の方が大きくなっている。

しかしながら、実際に人々が直面している再分配後所得でのデータを見ると若干様相が異なる。図 11 に示すように、1987 年においては当初所得と同様に 20 代後半で夫婦のみ世帯の方が上になったが 2002 年には娘の同居している世帯の水準が下がらない上、夫婦のみ世帯の水準も再分配によって引き下げられているため線が交差する年齢は 30 代半ば近くまで遅くなっている。つまり、所得再分配の結果、夫に乗り換える方が有利な年齢は 5 歳程度引き上げられた可能性がある。このデータは所得再分配政策には少子化という観点が必要であることを示している。

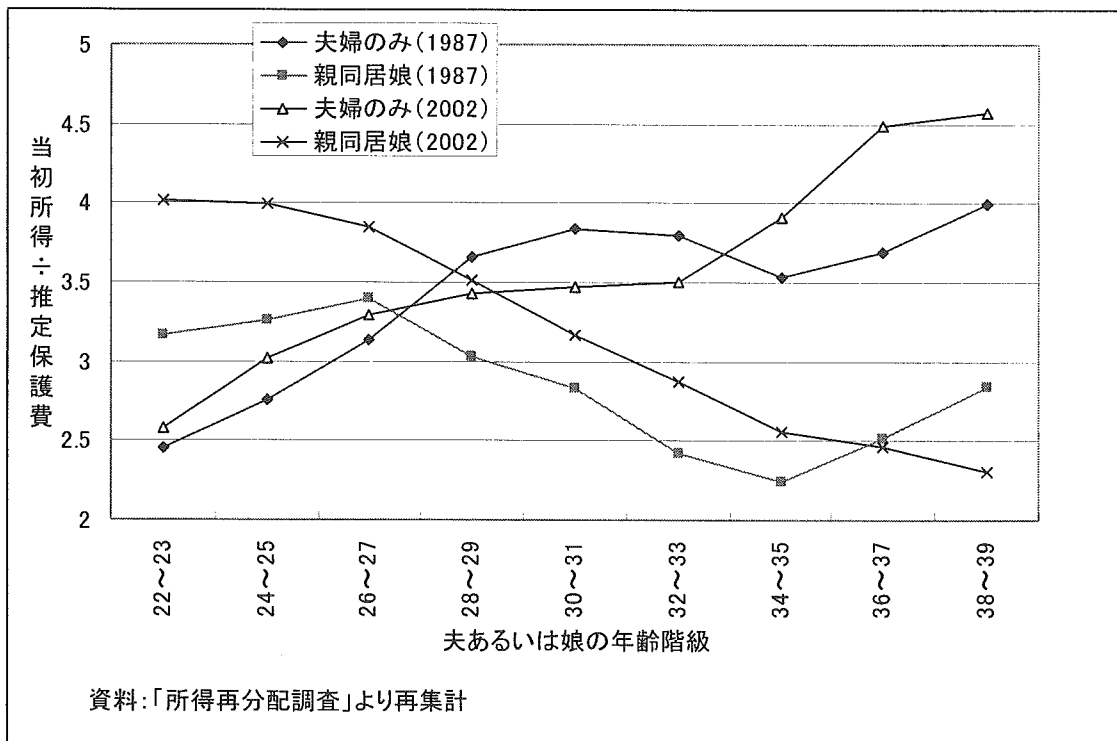


図 10 当初所得から求めた乗り換え年齢

⁴ 図には計測期間の端点である 1987 年と 2002 年しか表示していない。また、年齢階級を細かくしたことによりグラフが若干不安定になったため、年齢階級 3 階級（6 歳分）で移動平均を取った結果を図示している。

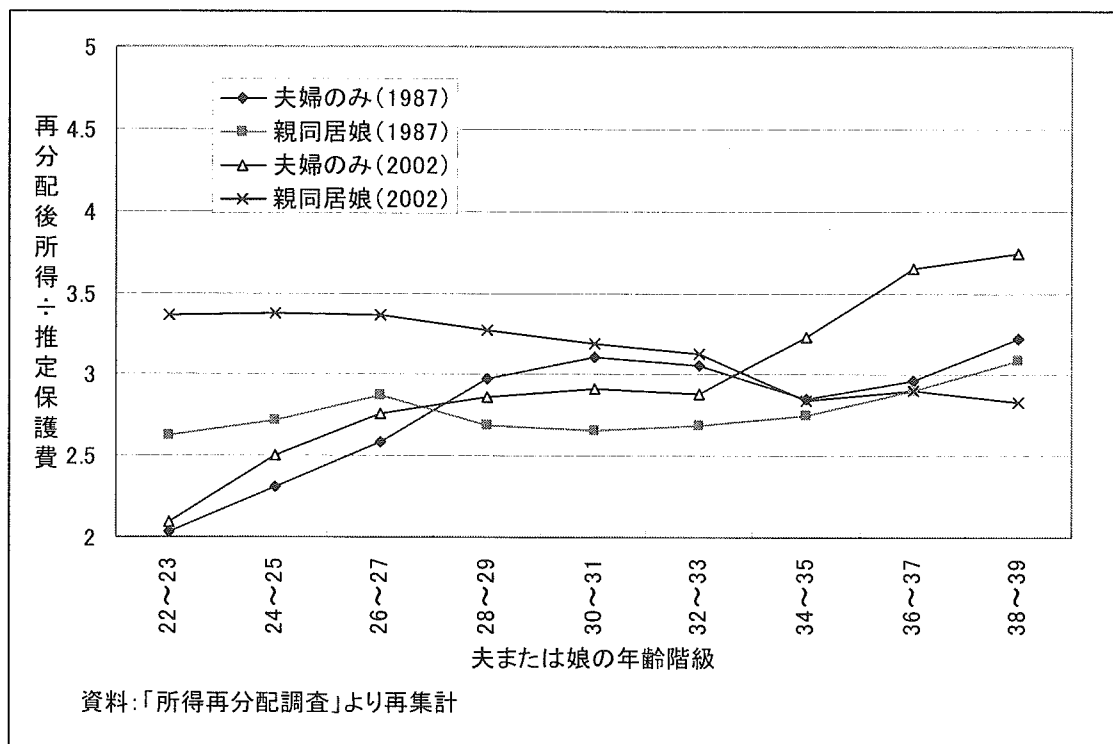


図 11 再分配後所得から求めた乗り換え年齢

5. まとめ

本稿では、所得再分配調査の個票再集計によって以下の結論を得た。

1. 1990年代後半に観察された被保護世帯割合の上昇は主として貧困世帯割合上昇によるものであり、世帯捕捉割合が上昇したわけではない。
2. 1990年代に貧困世帯割合が上昇したのは、主として現役世代である。この間、60歳以上の世代についてはむしろ再分配により貧困世帯割合は低下している。
3. 貧困の深さを表す貧困ギャップ比率 Q も現役世代で1990年代後半から上昇が見られる。一方、60歳以上の世代については、 Q も低下しており不況下での我が国における再分配は現役世代に不利、引退者に有利に働いている。
4. 「乗り換えモデル」による初婚行動の説明で重要な親と同居している娘の生活水準と結婚後の生活水準を生活保護基準から求めた世帯貧困線所得と世帯所得の比で計算してみると、確かにバブル崩壊後の若年者の就業難・非正規労働化によって親と同居している方が有利な年齢の上限は上昇しているものの、所得再分配によって生じた上昇の方が大きい。このことは、不況下での我が国の再分配は、同じ現役世代のなかでも若年者に不利、相対的に年齢が上の世代に有利となっていることを示している。所得再分配に少子化対策という観点が必要である。

参考文献

小川 浩, 「貧困世帯の現状」, 経済研究, Vol. 51, No.3, 2000

小川 浩, 「所得分布と初婚行動」, Discussion Paper, Project on Intergenerational Equity, No. 181, 一橋大学経済研究所, 2003

Sen, A. K., "Poverty: An Ordinal Approach to Measurement," *Econometrica*, Vol. 44, No. 2, 1976

女性の働き方と所得格差

<分担研究者>

名古屋市立大学経済学部助教授

森田 陽子

女性の働き方と所得格差

森田陽子（名古屋市立大学）

1. はじめに

女性の高学歴化や男女雇用機会均等法の影響など、女性の働き方は以前よりも多様化している。結婚や出産を理由に退職する女性がいる一方で、正社員として就業を継続する女性もいる。また、働き方の多様性は、結婚行動といった生き方へも影響を及ぼす。結婚をしない女性が増加している一方で、離婚を選択する女性も増加している。また、子どもを何人持つかといった出生行動にも影響を与えるはずである。これは家計の所得へ大きな影響を与える。このような働き方や生き方の多様化は、それに伴って生じる所得も多様化させ、この結果、何らかの格差を発生させているのではないだろうか。ここでは、女性の働き方により生じている所得格差を考察する。

まず、第一に、母子世帯か単独世帯か、あるいは夫婦のみの世帯か、子どもがいる世帯か、共働きか世帯かといった世帯構造の違いによって、どのような所得格差が発生しているのかを考察する。結婚後も就業を続けること、または、離婚などによってどのような所得の状況に置かれているのかを確認する。

これまで日本の世帯においては、ダグラス=有沢の法則が成立するといわれてきた。即ち、世帯主の所得が高いと、配偶者の有業率が低くなるという関係である。このような配偶者の就業を通じた所得調整は、世帯主と配偶者を併せた所得で考えた場合、世帯の所得格差を平準化する効果があるだろう。松浦(1993)では、同居世帯員の収入が世帯の所得分配の不公平に無視できない影響を与えていることが報告されている。しかし、最近の研究では、世帯主と配偶者の所得の間に正の相関があり、これが世帯の所得格差の拡大要因となっていることが指摘されている（小原(2001)）。

また、白波瀬(2006)は国民生活基礎調査の 86、95、2001 年を用い、86 年代以降、40 歳代以後の女性の離別が上昇していることを報告している。ただし、95 年から 2001 年にかけては 40 歳代についてはやや離別が減少している。このような結婚行動の変化がある中で、阿部・大石(2005)は母子世帯の経済状態が厳しいものであることを指摘している。

このように女性の働き方、生き方が変化した結果、どのような働き方や生き方を選択したかによって、得られる所得にも大きな違いが発生している。これは女性がどのような選択をするかによって、時には大きな所得リスクに直面することになることを意味する。即ち、女性に対してどのような社会保障を考慮する必要があるのか、また、所得格差という観点から女性に対する就業支援の重要性がどのようなものかを考える必要がある。

本稿では、平成 5、8、11、14 年の「所得再分配調査」を基に、世帯構造別の所得の状況を把握する。次に、結婚に伴う離職がその後の所得格差にどのような影響を与え、その所得リスクがどのようなものかを検討する。ここでは、未婚者と離別者といった婚姻の地位別の所得の状況を考察する。未婚者は何らかの形で就業を継続している者が多く、離別者は結婚や出産などによって、就業を中断している可能性が高い者と仮定し、離婚による所得低下のリスクを考える。また、離婚と所得の関係は因果関係が明らかではない。離婚によって所得が低下するのか、あるいは所得が高い者が離婚を選択する傾向があるのか、両方の関係が考えられる。ここではこの点についても考察を加える。

以下では、2 節で世帯構造別の所得格差を、3 節で結婚行動による違いによってどのよう